

所得に対する租税及びある種の他の租税に関する二重課税の
除去並びに脱税及び租税回避の防止のための日本国とドイツ
連邦共和国との間の協定の説明書

外
務
省

| | | |
|---|-----------------|---|
| 一 | 概説 | 一 |
| 1 | 協定の成立経緯 | 一 |
| 2 | 締結の意義 | 一 |
| 二 | 協定の主要な内容 | 一 |
| 1 | 適用対象及び定義に関する規定 | 一 |
| 2 | 二重課税の回避等のための規定 | 一 |
| 3 | 協定の濫用を防止するための規定 | 二 |
| 4 | 二重課税の除去に関する規定 | 二 |
| 5 | 相互協議手続及び仲裁手続 | 二 |
| 6 | 税務当局間の協力 | 三 |
| 7 | 効力発生及び適用 | 三 |
| 8 | その他 | 三 |
| 9 | 議定書 | 三 |
| 三 | 協定の実施のための国内措置 | 四 |
| 四 | 協定と現行協定との事項別対照表 | 四 |

一 概説

1 協定の成立経緯

政府は、昭和四十二年（千九百六十七年）に効力を生じた現行の日・ドイツ租税協定（千九百八十年及び千九百八十四年に一部改正）の内容を改正するため、平成二十三年（二千十一年）十二月から政府間交渉を行ってきた。その結果、協定の案文について最終的合意に達し、平成二十七年（二千十五年）十二月十七日に東京において、日本側武藤外務副大臣とドイツ側フォン・ヴェアテルン駐日大使との間でこの協定の署名が行われた。

2 締結の意義

この協定は、現行の租税協定の内容を全面的に改正するものである。我が国とドイツとの間の緊密化する経済関係を反映して、投資交流の更なる促進を図るため、投資所得に対する源泉地国課税を更に軽減することとし、特に、一定の親子会社間配当、利子及び使用料について、源泉地国免税としている。また、この協定は、このような軽減措置の拡大と併せ、脱税及び租税回避行為により効果的に対処するため、協定の濫用を防止するための規定等、現行の租税協定には含まれていない規定を新たに設けるものである。この協定の締結により、脱税及び租税回避行為を防止するとともに、我が国とドイツとの間で課税権の調整が更に図られることとなり、人的交流及び経済的交流が一層促進されることが期待される。

二 協定の主要内容

この協定は、前文、本文三十二箇条及び末文並びに協定の不可分の一部を成す議定書から成り、その主要内容は、次のとおりである。

1 適用対象及び定義に関する規定

この協定は、一方又は双方の締約国の居住者に対し、所得に対する租税及びある種の他の租税について適用することを規定している（第一条及び第二条）。また、「権限のある当局」、「一方の締約国の居住者」等の用語の意義を定義するとともに、双方居住者の振分けの方法及び恒久的施設の範囲について規定している（第三条から第五条まで）。

2 二重課税の回避等のための規定

不動産所得については、不動産所在地国において課税することができること（第六条）、一方の締約国の企業の事業利得については、当該企業が他方の締約国内に恒久的施設を有する場合には、当該恒久的施設に帰せられる利得についてのみ当該他方の締約国において課税することができること及び恒久的施設に帰せられる事業利得に対する課税においては本支店間の内部取引をより厳格に認識して課税対象とすること（第七条）、船舶又は航空機を国際運輸に運用することによって取得する利得については、企業の居住地国においてのみ課税することができること（第八条）を規定するとともに、両締約国の企業の間商業上又は資金上の特別な関係がある場合における所得の計算方法並びにその場合の課税上の調整方法及び調整の期間制限（第九条）について規定している。また、配当、利子及び使用料については、源泉地国で限度税率により課税することができること又は免税とすること（第十条から第十二条まで）、不動産等の譲渡収益については、当該不動産等の所在地国において課税することができること（第十三条）、給与所得については、役務提供地国における滞在期間が百八十三日を超えないこと等の一定の要件を満たす場合を除くほか、役務提供地国において課税することができること（第十四条）、法人の役員報酬については、当該法人の居住地国において課税することができること（第十五条）、個人が芸能人等として取得する所得等については、役務提供地国において課税することができること（第十六条）、退職年金等については、その給付の支払地国で課税することができること（第十七条）、政府職員の報酬等については、派遣元の国においてのみ課税することができること（第十八条）、学生等が受け取る一定の給付については、滞在地国において免税とすること（第十九条）、その他の所得については、居住地国においてのみ課税することができること（第二十条）を規定している。

3 協定の濫用を防止するための規定

この協定の特典の濫用を防止するため、特典を享受することができる者を一定の要件を満たす適格者等に限定すること、取引等の主要な目的が協定の特典を受けることである場合には協定の特典は与えられないこと及び協定の規定は締約国の国内法上の租税回避又は脱税を防止するための規定の適用を制限しないことを規定している（第二十一条）。

4 二重課税の除去の方式に関する規定

この協定の規定による課税によって生ずる二重課税を居住地国において除去することを規定している（第二十二条）。

5 相互協議手続及び仲裁手続

この協定の規定に適合しない課税について、権限のある当局に対して申立てをすることができること及び権限のある当局が相手国の権限のある当局と協議を行って解決を図ることができることに加え、一定の要件の下において仲裁に付託することができることを規定している（第二十四条）。

6 税務当局間の協力

両締約国の権限のある当局間で租税に関する情報を交換すること（第二十五条）を規定するとともに、滞納租税債権一般を対象とする徴収共助の規定を導入し、その実施のための要件、手続等（第二十六条）について規定している。

7 効力発生及び適用

各締約国は、他方の締約国に対し、外交上の経路を通じて、書面により、この協定の効力発生のために必要とされる国内手続が完了したことを確認する通告を行うこと及びこの協定は、遅い方の通告が受領された日の後三十日目の日に効力を生ずることを規定している。また、各締約国におけるこの協定の適用の時期について規定している。（第三十一条）

8 その他

租税に関する無差別待遇（第二十三条）、締約国が協定で規定される限度税率に基づき課税するための国内法上の手続がこの協定の規定によって影響されないこと（第二十七条）、外交使節団又は領事機関の構成員の租税上の特権とこの協定との関係（第二十八条）等を規定するとともに、この協定の終了（第三十二条）について規定している。

9 議定書

所得に対する租税に関するこの協定の規定が日本国の事業税及びドイツの営業税等について準用されること（議定書1）、一方の締約国の居住者が、その所得のうち当該一方の締約国に送金され、又は当該一方の締約国において受領された部分についてのみ当該一方の締約国において課税されるときは、協定に基づく租税の減免はその部分についてのみ適用されること（議定書3）、匿名組合契約等に基づく所得又は収益についてはその所得の生ずる締約国の法令に従って課税することができること（議定書4）、ドイツの不動産投資信託会社及びドイツの投資基金が支払う配当に対しては配当に対する課税の減免規定が適用されないこと（議定書5）、協定の濫用を防止するための規定における関連者が行う事業の取扱いに関する規定は、両者が同一の締約国の居住者であり、当該事

業が同一の締約国で行われる場合にのみ適用されること（議定書6）、各締約国の国内法令上の外国子会社合算税制等は租税回避又は脱税を防止するための規定であること（議定書7）、二重課税の除去に関して日本国がドイツの租税を事業税から控除すること又はドイツが日本国の租税をドイツの営業税から控除することを義務付けるものと解してはならないこと（議定書8）、無差別待遇規定は締約国が自国の企業と相手国の企業との間において連結納税を認めることを義務付けるものではないこと（議定書9）、相互協議に係る仲裁手続及び補則事項（議定書10）、情報交換規定に係る補則事項（議定書11）並びに提供された情報を租税以外の事案に関する刑事手続の証拠等として使用する場合の手続（議定書12）について規定している。

三 協定の実施のための国内措置

この協定の実施のためには、新たな立法措置及び予算措置を必要としない。

四 協定と現行協定との事項別対照表

| 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 事項 | 協定 | 現行協定 |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|-----------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------|
| 9 | 8 | 7 | 6 | 5 | 4 | 3 | 2 | 1 | 対象となる者 対象となる租税 一般的定義 居住者 恒久的施設 不動産所得 事業利得 海上運送及び航空運送 関連企業 | 第一条 第二条 第三条 第四条 第五条 第六条 第七条 第八条 第九条 | 第一条 第二条 第三条 第四条 第五条 第六条 第七条 第八条 第九条 |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|------|-------|-----------------|--------------|-------------|-------|--------|-------|---------|----------|--------|-------|------|-----------------|----------|------|------|------|------|------|-----|
| 30 | 29 | 28 | 27 | 26 | 25 | 24 | 23 | 22 | 21 | 20 | 19 | 18 | 17 | 16 | 15 | 14 | 13 | 12 | 11 | 10 |
| 議定書 | 見出し | 外交使節団及び領事機関の構成員 | 源泉課税に関する手続規則 | 租税の徴収における支援 | 情報の交換 | 相互協議手続 | 無差別待遇 | 二重課税の除去 | 特典を受ける権利 | その他の所得 | 学生 | 政府職員 | 退職年金その他これに類する給付 | 芸能人及び運動家 | 役員報酬 | 給与所得 | 譲渡収益 | 使用料 | 利子 | 配当 |
| 第三十条 | 第二十九条 | 第二十八条 | 第二十七条 | 第二十六条 | 第二十五条 | 第二十四条 | 第二十三条 | 第二十二條 | 第二十一条 | 第二十条 | 第十九条 | 第十八条 | 第十七条 | 第十六条 | 第十五条 | 第十四条 | 第十三条 | 第十二条 | 第十一条 | 第十条 |
| なし | なし | 第二十七条 | なし | なし | 第二十六条 | 第二十五条 | 第二十四条 | 第二十三条 | なし | 第二十二條 | 第二十一条 | 第十九条 | 第十八条 | 第十七条 | 第十六条 | 第十五条 | 第十三条 | 第十二条 | 第十一条 | 第十条 |

| | |
|-------|-------|
| 32 | 31 |
| 終了 | 効力発生 |
| 第三十二条 | 第三十一条 |
| 第三十条 | 第二十九条 |